

広島市告示第242号

平成31年4月24日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 マックスバリュ矢野店

(2) 所在地 広島市安芸区矢野東五丁目4038番1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

山根建設コンサルタント株式会社

代表取締役 山根 康弘

広島市安芸区矢野東四丁目27番43号

大石 清香

広島市安芸区矢野西五丁目1番6号

橋本 修二

広島市安芸区矢野西四丁目1番11号

3 変更事項

(1) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 建物北側 60平方メートル

(変更後) 建物北側 60平方メートル

建物南側 40平方メートル

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 開店時刻 午前6時

閉店時刻 午後8時

(変更後) 開店時刻 午前6時

閉店時刻 午後10時

4 変更年月日

平成31年4月20日

5 届出年月日

平成31年4月19日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安芸区船越南三丁目4番36号
広島市安芸区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成31年4月24日から同年8月26日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び同月6日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成31年8月26日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課